

国際法の主体 国家

助教授 瀨本 正太郎

国家の構成要素

国家の「3要素」 領域・住民・政府

自決権

生成過程

国家の構成要素としての自決権

南ローデシア

バングラデシュ

国家の破壊要因としての自決権 分離権

「自決権は非植民地化過程においてしか存在し得ない」 分離権なし

その根拠と欠点

問題の立て方に難点二つ

・分離「権」 分離は事実の問題

そのとおり。しかし.....

・「自決」 = 「分離独立」

ケベック分離事件 カナダ連邦最高裁判所 判例 p. 258

内的自決・外的自決

自決権理論の課題

・自決権の identity crisis

「内的自決・外的自決」 自決権の自己否定へ？

・「人民」の定義

承認

定義

一方的行為

事実の存在を確認する行為

その事実の存在から生じる法的効果を受け入れる意思を表明する行為

ユーゴスラヴィア解体・パレスティナ紛争を通して見る国家承認

創設的效果？ 宣言的效果？

ユーゴスラヴィア ドイツの承認

パレスティナ 承認する国もあればしない国もある

理論の対立

創設的效果説(constitutivist view) 「主観説」

宣言的效果説(declaratory view) 「客観説」

なぜ創設的效果説が一定の力を持ったか。

- ・ 歴史的理
- ・ 国際法秩序の相対的性質

条件付き承認

「旧ユーゴ和平方議仲裁委員会」 参照 判例 p. 68

「東欧およびソ連の新国家承認の指針」 資料

どう理解すればよいか

- ・ 純粋に政治的な意図
- ・ 人権尊重を国家性の要件とする流れの始まり？

政府

ハイチ 年表参照

なぜクーデターを非難したのか

南ローデシアとの違い

オーストリア 資料

特殊性 憲法にのっとった政権交代

E U加盟 14 カ国 (除くオーストリア) のジレンマ

法的根拠 アムステルダム条約 (ヨーロッパ連合設立条約)

法的評価

- ・ 「民主主義」の法的重要性
- ・ 政府承認論に決定的変化？